

吸收分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項))

ブリッジコンサルティンググループ株式会社
株式会社 Bridge Executive Search

令和 6 年 10 月 25 日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社と
株式会社 Bridge Executive Search との吸収分割に係る事前開示書面

東京都港区虎ノ門 4-1-40
江戸見坂森ビル 7 階
(甲) ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役 宮崎 良一

東京都港区虎ノ門 4-1-40
江戸見坂森ビル 7 階
(乙) 株式会社 Bridge Executive Search
代表取締役 仁木 正太

甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）を令和 6 年 10 月 11 日に締結しました（以下本件分割契約に基づく吸収分割を「本分割」といいます。）。下記のとおり会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項を記載した書面を備え置きました。

1. 分割契約の内容

本件分割契約の内容は、別添 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の吸収分割であるため、分割対価の交付は行いません。また、本分割により、乙において資本金及び資本準備金の増額はありません。

3. 効力発生日に剩余金の配当等として承継会社の株式を分割会社の株主に交付する旨の決議（決議がなされた場合）に関する事項

現在において該当する決議はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当はありません。

5. 計算書類等に関する事項

甲は有価証券報告書を関東財務局に提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は甲の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://bridge-group.co.jp/ir/library/material/>

乙の設立の日（令和 6 年 10 月 1 日）における貸借対照表は、別添 2 のとおりです。

6. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は設立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等に関する事項

該当はありません。

7. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は設立の日）後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- (1) 甲の最終事業年度の末日（令和 5 年 9 月 30 日）後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当はありません。

- (2) 乙の設立の日（令和 6 年 10 月 1 日）後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当はありません。

8. 債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割効力発生日後の甲及び乙による債務の履行の見込みに関する事項は、別添 3 のとおりです。

以 上

別添1

分割契約の内容



吸收分割契約書

ブリッジコンサルティンググループ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社Bridge Executive Search（以下「乙」という。）は、甲の本事業（第1条に定義する。）を乙が承継する吸收分割（以下「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （目的及び分割の形式）

1. 甲は、本契約の定めに従い、吸收分割の方法により、甲が営む事業のうち、ヒューマンリソースマネジメント事業部が管掌するプロフェッショナル人材紹介サービス事業（総称して、以下「本事業」という。）に関して有する、第2条第1項に記載する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本分割に係る吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

甲：吸收分割会社

商号 ブリッジコンサルティンググループ株式会社
住所 東京都港区虎ノ門4-1-40 江戸見坂森ビル 7階

乙：吸收分割承継会社

商号 株式会社 Bridge Executive Search
住所 東京都港区虎ノ門4-1-40 江戸見坂森ビル 7階

第2条 （承継する権利義務）

1. 甲は、本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（その内容は、別紙1「承継権利義務明細表」に定める。以下「承継対象権利義務」という。）を、効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。なお、権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、効力発生日までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継するものとする。また、別紙1「承継権利義務明細表」に記載の承継対象権利義務のうち、本分割の効力による権利義務の移転が生じないものがある場合、甲及び乙は、当該権利義務の移転のために必要な手続を別途行い、当該手続の完了をもって当該権利義務を移転する。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務は、乙が免責的にこれを引き受ける。甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第3条 （分割対価の交付及びその割当）

本分割による株式、金銭その他財産の割当て及び交付は行わない。

第4条 (効力発生日)

本分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024年12月1日とする。但し、本分割の手続進行上の必要性その他の事情により効力発生日を変更する必要が生じた場合は、甲乙間で協議の上、書面による合意によりこれを変更することができる。

第5条 (分割承認決議等)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ることなく、本分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ることなく、本分割を行う。
3. 甲及び乙は、債権者保護手続その他関係法令により必要となる手続を適切な時期において行う。

第6条 (善管注意義務)

甲は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の管理運営を行う。

第7条 (競業禁止義務)

甲は、効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

第8条 (分割条件の変更等)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本事業又は甲若しくは乙の資産、負債若しくは経営状況に、本契約に規定する本分割の条件に重大な影響を与え又は本分割の実行を妨げるような重大な変動が生じたときは、甲乙協議し合意の上本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (本契約の効力)

令和6年12月1日までに、関係法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲及び乙は相手方に通知して本契約を解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定めるものの他、本分割に関し必要な事項は、甲乙協議し合意の上決定する。

＜以下余白＞

以上の合意の証として、本契約書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2024年10月11日

東京都港区虎ノ門 4-1-40 江戸見坂森ビル7階
甲： ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役CEO 宮崎 良一



東京都港区虎ノ門 4-1-40 江戸見坂森ビル7階
乙： 株式会社 Bridge Executive Search
代表取締役 仁木 正太



(別紙1)

承継権利義務明細表

甲は、乙に対し、効力発生日の前日の終了時において本事業に属する下記1. 乃至
4. の資産、負債、契約その他の権利義務等を承継させる。

1. 資産

該当事項なし。

なお、甲の貸借対照表上資産計上がなされていないものの、甲が承継従業員に対して貸与しているPCその他の物品については、承継の対象とする。

2. 負債

該当事項なし。

3. 雇用契約

効力発生日の前日の終了時において本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意し、その事実を書面により明確にした者を除く。

4. 契約及び権利義務

(1) 契約上の地位（但し、雇用契約を除く。）

本事業に関し締結された売買契約、請負契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約、共同開発契約、使用許諾契約その他の本事業に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務。但し、西日本統括事業部及びタントマネジメント事業部に関するもの並びに、本事業のみならず、本事業以外の事業にも属するものは除く。

(2) その他権利義務

該当事項なし。



別添 2

乙 (株式会社 Bridge Executive Search)

株式会社 Bridge Executive Search

設立時貸借対照表

令和 6 年 10 月 1 日現在

(単位 : 円)

資産の部	負債の部
	0
【流動資産】	純資産の部
現金預金 20,000,000	【株主資本】
	資本金 20,000,000
	株主資本合計 20,000,000
	純資産合計 20,000,000
資産合計 20,000,000	負債純資産合計 20,000,000

別添3

債務の履行の見込みに関する事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条第6号並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条第7号に定める事項)

東京都港区虎ノ門4-1-40

江戸見坂森ビル 7階

(甲) ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役 宮崎 良一

東京都港区虎ノ門4-1-40

江戸見坂森ビル 7階

(乙) 株式会社 Bridge Executive Search
代表取締役 仁木 正太

上記会社は、令和6年10月11日付分割契約書に基づき、令和6年12月1日を効力発生日として本分割を行うことにいたしました。会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条第6号並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条第7号に定める本分割後に甲及び乙の負担する債務の履行の見込みに関する事項については、以下のとおりです。

1. 甲の令和5年9月30日時点の貸借対照表における資産の額は金1,246,265千円、負債の額は金359,461千円、純資産の額は金886,804千円です。甲における、同日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません（上記7.(1)を参照）。
2. 乙の令和6年10月1日時点の貸借対照表における資産の額は金20,000千円、負債の額は金0円、純資産の額は金20,000千円です。乙における、同日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません（上記7.(2)を参照）。
3. 本分割により、甲が乙に対して移転する資産の額は金0円、負債の額は金0円となる見込みです。
4. 以上を前提として、今後本分割の効力発生日までに予測される甲及び乙の資産及び負債の額の変動、並びに本分割により、乙が甲から承継する予定の資産及び負債の額を考慮しても、本分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
5. 甲及び乙の今後の収益見込みに照らしても、本分割の効力発生日以後における甲の債務の履行に支障を来すような大幅な減収、継続的な損失等の発生は現在のところ予想されていません。
6. よって、本分割の効力発生日以後において甲及び乙の負担する債務については、両者ともに履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上